

令和6年度8月邑南町農業委員会総会議事録

日時：令和6年 8月21日（水）

時間：13時30分～

場所：邑南町役場 大会議室

出席農業委員 12名（欠席 1名）

1 三上 孝行	2 沖田 浩	3 荒木 晃夫	4 服部 耕二
5 種 克也		7 椿 徹	8 片岡 里美
9 植田 眞二	10 松崎 寿昌	11 宮本 武	12 大石 幹夫
13 高木 敏彦			

出席推進委員 5名（欠席 3名）

		7 川本 雅雄	12 三田 誠
	14 藤田 兼一	15 山崎 勉	16 和田 清文

議事日程

第1 会長挨拶

第2 議案

- ・ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・ 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・ 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・ 議案第4号 基盤強化促進法第19条による農地中間管理権の取得
（農用地利用集積計画の公告）について
- ・ 報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続等の届出について
- ・ 報告第2号 非農地通知発出状況について

その他

- (1) 事務連絡
- (2) その他

会議の概要

議 長	第5回の邑南町農業委員会総会の方を始めていきたいと思います。8月に入って暑い日がずっと7月から続いたりしますけど、豪雨も少ない。暑いんで、ちょっと農業用水の便利で悪いところは、ちょっとなんか水が下がって水が欲しそうだなっというような意味もいんじられております。あの、7月なのにもう枯れたような部分も民家等もありますんで、大変かなあとと思いますが。まあそれと、いいんか悪いんか分かんなんですけど、ちょっと来週くらいからちょっと雨が降りそうという事で。まあ稲刈りが始まるという事ですし。間が悪なったり、良くなったり大変じゃないかと思います。まあ、稲刈りにしても始まりましたけど、暑いと思いますので、皆さん体に気をつけてやってくださいと言うよりも、皆さんにもですが、あの他の方にちょっと気を付けて頂くような言葉でもまたかけてみてください。挨拶もそのぐらいですが……。あと、2番の議事録署名者の指名ですが。3番の荒木委員さん。から、4番、服部委員さん。それで、6番の服部信彦委員さんの方から本日欠席届の方が出とります。 それでは議題に入る前にですが、その他の邑南町農業興大会の事について事務局の日野君の方から説明がありますので、お願い致します。
事務局	すみません。産業支援課の日野です。総会の冒頭にお時間を頂きまして、皆さんにお知らせとお願いと言うところで、お時間を頂いた所です。邑南町では、ちょっとすみません。資料ないんですが、邑南町では合併20周年を機に現在農業なかなか厳しい状況であるという事で、またあの将来への担い手確保等に向けて農業のイメージ等を向上していこうという事で、邑南町振興大会というのを企画をとりまして、これがですね。令和6年の10月27日、日曜日の9時から実施をさせて頂こうと思っております。場所は、邑南町*****で実施します。テーマとして、未来へつなごう邑南の農業農村というものを掲げておりまして、内容としましてはメイン会場と言うことで、アリーナで講演会、事例紹介、パネルディスカッション等を企画しております。基調講演の講師としましては、日本総合研究所の主席、研究員である@@@@氏にお願いをしておるところで。20年後の邑南町の邑南町への日本の農業についてといった内容でお話を頂く事にします。その他会場として、@@@のその他の場所で各種展示であるとか、鳥獣対策の事。相談だったり、展示であるとか飲食が出来るような所であったり、令和7年度に改良予定の道の駅邑南美郷のPRなど、その他まだ実行委員会で検討中ではありますがそういった内容で実施をする予定にします。皆さんにおきましては、あの是非とも予定を空けて頂いてご参加頂きたい。また後日案内をさせて頂きますし、9月の委員会でまた詳細の内容をお伝えできるかと思うので、その辺をお願いしたいという事と、もし、あの農業委員会でこういった取り組みをしてはどうか？というような、ご提案があれば、あんまり時間がないんですが9月上旬ぐらいのまでの所であれば実施できる内容もあるかと思うので、是非ともご提案が頂ければと思つとるとこれで、お願いとお知らせとさせて頂きます。冒頭のお時間頂きましてありがとうございました。
議 長	はい。ありがとうございます。また10月くらい、9月の上、意見がございまし

事務局	たら事務局、産業支援課の方へ意見をしてみてください。 それでは3番の議題の方に入っていきたいと思います。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、今月は2件上程させています。事務局の方読み上げの方お願い致します。
議 長	はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可について。今月は2件です。始めに、申請番号063-9、農地の所在は岩屋××、登記地目畑、面積39㎡3条無償の所有権移転です。譲渡人は、○○○○さん、譲受人は、●●●●さんです。 続きまして、申請番号063-10。農地の所在は、井原××、登記地目が田、面積が1008㎡。同じく井原××。登記地目田、面積が1198㎡。3条無償の所有権移転です。譲渡人は□□□□さん、譲受人は、■●■●さんです。 以上2件です。
議 長	はい、ありがとうございます。読み上げをして頂きましたが、あの、それぞれの案件について説明をして頂きたいと思います。まず、申請番号063-9の件に関しまして、沖田委員さん、現地での調査及び聞き取りの報告の方をお願い致します。
2 番	はい、では063-9の案件についてご説明致します。3条の無償の所有権移転の案件です。ここの現地確認と聞き取りは、お盆も間にありましたので昨日、推進委員の川本さん。それから、譲受け人の●●●●さんと私と3人で現地確認等にさせて頂きました。場所の確認ですが、下の2ページの地図をご覧頂けますでしょうか。左手に、ちょっと地図が薄いですが。岩屋集落に、****神社というものがあります。この地図でいいますと、左地に階段状があってその左が****神社となります。そのふもとに、今回の案件の現地になります。それで、今回のこの畑1筆の譲渡ですが、これは●●●●さん。それから譲渡し人の○○○○さん。これの先代にあたります、お父さんの代にここら辺りの一体、圃場整備がありましてその時にお互いの話で、今回の土地を交換したという事で、それからずっと●●●●さんがここ畑の管理されておりました。それで、今回の6月にこの左手の現地があるんですが、それもちっさい四角い所があります。ここへ、6月に墓地の申請を出されまして、それも登記を始められた所、この今回の現地在まだ○○さんの名義になっていて、今回自分譲受けるという事で●●●●さんが申請を出されました。チェックシートに基づいて、色々お聞きしましたが問題ないと思いますので、どうかよろしくお願い致します。
議 長	はい。ありがとうございます。川本さんは、他に付け加えたり意見とか説明とかがございますでしょうか？
推 7 番	はい。今、沖田さんが説明されて、別にありませんのでよろしくお願い致します。
議 長	ありがとうございます。それでは、ただいま説明して頂きましたけど063-9の件に関しましてご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言の方お願い致します。
議 長	(意見質問なし) ございませんでしょうか？

議 長	ありません。 ないようですので、採決の方に入らせて頂きたいと思います。063-9 の件に関しまして、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議 長	はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、063-10 の件に関しまして、担当の服部耕二委員さん。説明の方お願い致します。 あっ、採決。 採決の時に。
4 番	いいですか？
議 長	はい、お願い致します。
4 番	はい。それでは、063-10 番の説明を致します。17 日に、推進さんの藤田さんと一緒に■■さんとお話ししまして、お話を伺い、また現地を確認してまいりました。場所は、3 ページの左っかわの地図でご覧下さい。この地図上、上が川本方面で、下が広島方面です。下が広島方面の図面の××地図から川本方面に向かって約 500m 少々の所に現地がございます。■■さんにお話を伺いましたところ、□□さんは、渡人の□□さんの高齢と持病があったという事で非常に管理が難しくなり、今までもよその地区から来て作っていただいていたそうですが、それも色々問題がありまして□□さんも気になって気にしておられて、ある程度早く田んぼだけは始末したいという事で■■さんに相談に行かれたそうです。それでまあ、■■さんもこのために田んぼを作っておられますので、それじゃ田んぼをこれならという事でこういう形になったそうです。チェックシートに照らし合わせても何か問題なく思いましたので、どうぞ審議をよろしくお願いします。
議 長	はい。ありがとうございます。 藤田推進委員さん。付け加えたりいう・・・。
推 14 番	ありません。よろしくお願い致します。
議 長	はい。ありがとうございます。それでは説明して頂きましたけど、063-10 の件に関しまして、ご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言の方お願い致します。 (意見、質問なし)
議 長	ないようですので、採決の方に入ります。宮本さん、退席をお願いします。 063-10 の件に関しまして、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議 長	はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、今月は 5 件上程されております。事務局の方、読み上げの方お願い致します。
事務局	はい。始めに、申請番号 064-8 農地の所在は日貫××、登記地目畑、面積が 11 m²。申請人は△△△△さんです。転用目的は住宅の隣地で駐車場として利用したいという事です。所要面積は、土地造成が 11 m²、駐車場 1 台分です。すみません。転用目的が駐車場で、このあとの転用理由が住宅の隣地で駐車場として利用したいとなっております。この土地は、第 2 種農地です。農用地区域外となります。法、農地法第 4 条第 6 項ただし書により許可できるものと判断しております。

	追認の案件となりますので、顛末書が添付されております。 続きまして、申請番号 064-9、農地の所在は日和××。登記地目が畑、面積が 6.25 m²です。申請人は、◇◇◇◇さんです。転用目的ですが、墓碑です。所要面積は、土地造成が 6.25 m²。墓碑、墓地が 5.37 m²です。転用理由ですが、住宅近くに新たに墓地を建立したいとなっております。この土地ですが、第 2 種農地です。農用地区域外です。こちらも、農地法第 4 条第 6 項ただし書により許可できるものと判断しております。 続きまして、申請番号 064-10、農地の所在は戸河内××。登記地目が畑、面積 94 m²です。申請人は、☆☆☆☆さんです。転用目的ですが、車庫。で、所要面積が、土地造成が 94 m²。車庫が、32 m²となっております。転用の理由ですが、車庫を建設したいとなっております。この土地ですが、第 2 種農地です。農用地区域外です。こちらも、農地法第 4 条第 6 項ただし書により許可できるものと判断しております。こちら、追認の案件となりますので、顛末書が添付されております。 続きまして、申請番号 064-11、農地の所在が戸河内××。登記地目は畑、面積が 24 m²です。転用目的ですが、墓碑です。所要面積ですが、土地造成が 24 m²。墓地が 16 m²です。転用の理由ですが、現在の墓地が山林の中にあり管理が難しい為、自宅近くに新設したいとなっております。この土地は、第 2 種農地です。農用地区域外です。こちらも、法第 4 条第 6 項のただし書により許可できるものと判断しております。 続きまして、申請番号 064-12、農地の所在は中野××。登記地目が畑、面積が 30 m²。申請人は◎◎◎◎さんです。転用目的は墓碑 2 基です。所要面積ですが、土地造成が 30 m²。墓地が 30 m²となっております。転用の理由ですが、墓地を新設 1 基、それから移転 1 基を建立したい。移転元は、山奥にあり参拝が困難な為参拝管理、あつ。が、がちよっと間違っております。管理がしやすい当該地に建立したいとなっております。この土地は、第 2 種農地です。農用地区域除外済みです。除外は、こちら議案の方にはないですけども 8 月 8 日に済んでおります。こちら法第 4 条第 6 項ただし書により許可できるものと判断しております。以上、5 件です。
議 長	はい。ありがとうございました。では説明、審議の方に入っていきたいと思えます。申請番号 064-8 の件に関しまして、荒木委員さん、現地での調査及び聞き取りの方の説明をお願い致します。
3 番	はい。失礼します。申請番号 064-8 番の案件について説明します。8 月 17 日に、申請者の△△さんとの聞き取りをおこないました。場所の方はですね、下の方から日貫中央を江津方面に××約 2km程行った所になります。ほとんどの下の方は家庭菜園規模の畑を作付けしておりましたが、猪が来たりしてやれんと言っておられました。その内、合併浄化槽もやる話になりまして話が終わった所です。本来駐車場にしたいと訪問しました。以上、チェックシートと照らし合わせたところ問題ないと思いますので審議の方よろしくお願い致します。以上です。
議 長	はい。ありがとうございました。 山崎推進委員さん、何か・・・。

推 15 番 議 長	何もございません。よろしくお願いいたします。 ありがとうございます。それでは、説明をしていただきました。064-8 の件に関しまして、ご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言の方お願い致します。 (意見、質問なし)
議 長	ございませんでしょうか？ ないようですので、採決に入りたいと思います。申請番号 064-8 の件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議 長	はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当と認めます。 続きまして、申請番号 064-9 の件に関しまして、大石委員さん。現地での調査及び聞き取りの方の報告をお願い致します。
1 2 番	はい。失礼致します。064-9 転用の案件について説明します。1 ページめくってご覧ください。県道日貫川本線という書いある所の真上になります地図ですが、左へ行く時にも右へ行くと川本方面。そこから 300m 程日貫方面に行くと @@@ がその道にございます。8 月の 14 日の夕方、和田推進委員さんと申請者の ◇◇◇さんと現地確認を致しました。転用理由にありますように、今の墓が 600 m、700m 北の方へ山の中の急な坂道を上がった所にありまして、非常に墓参りをするのを難しくなってきたという事で、昨年お母さんが亡くなられたのを機に家の近くに持って帰りたいたと、という理由で申請されたものです。現地は、調査士さんが既に測量されておりまして、杭が残っておりまして申請通りの面積かなと確認をしました。それから隣地がありまして、その境界も不便をされておって地権者の同意も貰うとられるという事で、チェックシートに対しまして影響する農地も他になく資金計画もしっかりされておりまして、特に支障はないかな思いましたのでよろしくご審議お願い致します。以上です。
議 長	はい、ありがとうございます。和田推進委員さん・・・。
推 16 番 議 長	特にございません。よろしくお願いいたします。 はい。ありがとうございます。それでは説明をして頂きました。申請番号 064-9 関しまして、ご意見ご質問等ございましたら挙手をして発言の方お願い致します。 (意見質問なし)
議 長	ご意見がないようですので、採決の方に入りたいと思います。申請番号 064-9 の件に関しまして、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議 長	はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、064-10 の件に関しまして、種委員さん。
5 番	はい。
議 長	これ説明はどうしましょうか？ 10、11 と。別々に。別々が・・・。
5 番	別々で。
事務局	申請書は別々でまあ出ています。 はい。

議 長 5 番	それじゃ、それをお願いします。 それでは失礼を致します。申請番号 064-10 について説明させていただきます。9 ページの地図で場所の確認をお願いを致します。ここにあの〒〒〒さんいうておられるんですが、これが☆☆☆さんのお父さんでその場の位置に位置です。☆☆☆さんの家となります。場所ですが、県道浜田作木線からの町道戸河内線に入りまして約 5 km 地点に位置します。この地図では町道戸河内線はないんですが、左上方に真っすぐな道路が町道戸河内線が通っております。その戸河内地区の判場集落に☆☆さん宅はあります。面談日ですが、17 日の土曜日。13 時より☆☆さんと☆☆☆さんのお母さんにあたります&&さんに話を聞くことができました。内容ですが、顛末書が出ていますので、もう車庫が建っているんだなあもうて行きますと、立派な鉄骨構造のシャッター付きの 32 m²の車庫が建っております。話を聞きますと、☆☆☆さんのお爺さんの時代に、そのお爺さんがブレハブの車庫を建たれたそうで、これがもう 50 年前以上の話になるんですが、10 年前に台風で壊れまして、現在の車庫を☆☆☆さんとお母さんの&&さんと相談されて建たれたそうです。次の案件で、064-11 で墓地の新設があるんですが、その件で色々測量とか調べておりますと、まだ、この車庫が畑になっているという事が分かりまして、今回の案件になりました。山根推進委員と案件チェックシートを基に現地確認をしたところ、別に問題はありませんでした。よろしくお願い致します。以上です。
議 長 5 番	はい。ありがとうございます。山根推進委員さん、今日は欠席？ はい。すみません。欠席です。
議 長	それでは説明して頂きましたが、064-10 の件に関しましてご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言をお願い致します。 (意見質問なし)
議 長	ございませんようですので、採決の方に入りたいと思いますが、申請番号 064-10 の件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議 長	はい。ありがとうございます。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、064-11 の件に関しまして、種委員さん。また、説明の方お願い致します。
5 番	それでは、引き続いてよろしくお願いを致します。064-11 の説明を致します。先程言いました、064-10 の車庫の隣に位置します。現在の墓地ですが、☆☆さんの所の上に〒〒〒さんという家があるんですが、その上の方に今墓地があります。直線距離で、約 300m あると思われます。墓地の墓参りをされているんですが、その路面も片道で大変悪く色々管理も難しいという事で、今回の新設を考えられているという事です。現在の墓地は、ちゃんと寄せ墓を作っておられまして、造成され、その寄せ墓を移動するという事だそうです。近所の〒〒さん。％％％さんにも説明をされ承諾をされておりました。チェックシートを基に現地確認をして、問題はないことを判断を致しました。以上、よろしくお願い致します。
議 長	はい。ありがとうございます。説明の方して頂きましたが、064-11 の件に関

	しまして、ご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言の方お願い致します。 (意見質問なし)
議 長	ございませんか？ ないようですので、採決の方に入りたいと思います。申請番号 064-11 の件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議 長	はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、申請番号 064-12 の件に関しまして。服部耕二委員さん。説明の方、お願い致します。
4 番	064-12 の案件についてご説明致します。この案件は、3 月の時に農業振興除外の申請に挙がります。場所は、10 ページの地図で言いますと。これ説明しづらいなあ。左が皆井田線に行ける道で、右下の方が浜作線へ出る道と、ちょうどその中間辺りに早々団地とう団地がございます。その中の一角でございます。◎◎さんの墓地は、そこから 1 km ぐらい北へ行ったところの山の上にあるそうで、なかなかそこに行くのも大変で、現在家の横にそれを持って行きたいという事で、新設と、それから移設。その 2 点でお願いしますという事です。チェックシートで照らし合わせもなんら問題もないと思いますのでよろしくお願い致します。
議 長	はい。ありがとうございました。上田推進委員さん、本日は？
4 番	今日は休みです。欠席です。
議 長	それでは、説明の方して頂きましたが 064-12 の件に関しまして、ご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言の方をお願い致します。 (意見質問なし)
議 長	ないようですので、採決の方に入りたいと思います。 申請番号 064-12 の件に関しまして、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議 長	はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請について。2 件上程されとります。事務局の方、お願い致します。
事務局	はい。まず、読み上げに入る前に、議案書の方の 06。申請番の 065-8 についてですが、先日添付資料が間に合わないという事で、この案件について取り下げの方の申請が出ておりますので、取り下げをさせていただいております。 それでは、読み上げの方をさせていただきます。始めに、申請番号 065-7。農地の所在は中野××。登記地目が畑、面積が 3100 m²。有償の所有権移転です。譲渡し人は○○○○さん。譲受人は●●●●●●です。転用目的は、職員等の駐車場で、申請理由ですが、現在の駐車場は町営住宅建設予定地を借り受けており、永年使用が出来ない。このため病院に隣接している当該地を取得し、駐車場を建設したいとなっております。所要面積ですが、土地造成が 3100 m²。職員駐車場 53 台分です。この土地は第 2 種農地です。農用地区域除外を 8 月 8 日に済ませております。こちらですが、すみません。あの、議案書の方の修正を頂ければと思い

	ますが、こちら農地法第5条第2項のただし書により許可できるものと判断しております。すみません、修正の方をお願いします。 続きまして、申請番号の065-9。農地の所在は矢上××。登記地目が田、面積が399㎡。有償の所有権移転です。譲渡人は□□□□さん。譲受人は■■■■さんです。転用目的は個人住宅で、申請理由が賃貸住宅が手狭になったので実家に近い申請地に住宅を建設したいとなっております。所要面積ですが、土地造成399㎡。個人住宅が88㎡です。この土地は第2種農地です。こちら農用地区域除外を8月8日に済ませております。こちら申し訳ありません。修正をお願い頂ければと思います。こちら農地法第5条第2項ただし書により許可できるものと判断しております。修正をお願いします。以上の2件です。
議 長	はい。ありがとうございました。 では、読み上げをして頂きましたが、審議の方に入っていきたいと思います。
4 番	始めに、06、申請番号065-7の件に関しまして、服部委員さん。現地での調査及び聞き取りの方の報告をお願いします。
議 長	えっと、065-7の説明をさせていただきます。この土地は、3月の時点で除外申請を出されてる土地でして、現在一時農地転用で工事関係者の駐車場となっております。病院、9日に病院に行って事務局と話をしましたが、事務局の方から今から先駐車場が無くなると困るので、その為に今一時転用しておる土地をそのまま駐車場として使いたいの、それを取得したいという事で□□さんと話をされ、そうやって農地を取得する方向で落ち着きました。チェックシートに照らし合わせても何ら問題ないと思われますので審議の方よろしくお願い致します。
議 長	はい。ありがとうございました。ただいま説明をして頂きました、065-7の件に関しましてご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言の方お願い致します。
議 長	(意見質問なし) ございませんでしょうか？ ないようですので、採決の方に入りたいと思います。申請番号065-7の件に関しまして許可相当と認められる方は挙手をお願い致します。
議 長	(全員挙手) はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。
9 番	続きまして、申請番号065-9の件に関しまして。植田委員さん。現地での調査及び聞き取りの方の報告をお願い致します。 ええ、そうしましたら065-9の案件についてご説明をさせていただきます。この案件は有償での所有権移転の案件でございます。まずこの件、本件に入るまでに、この案件は令和6年の3月にこの本総会で承認頂いた除外申請の次の申請の案件でございます。内容については若干簡単になるかも知れませんがよろしくお願い致します。まず、14ページの地図をご覧ください。ちょっと場所が、これじゃちょっとまた分かりにくいんですけども、以前の3月の時よりはちょっと縮尺がなんか右によったような地図になつとりまして、あまり目立ったような所はないんですけども、申請地より5cmぐらい上に上がって右に行った所が寺がござ

	いまして、%%%というお寺。それを抜けますと石見中央線の\$\$\$から### #に上がる線の道に合流をいたします。まず反対に路線地を上にとずっと斜め上に 上がりますと、元の※※※※から上がって来て農道南線に突き当たる線と合流す るような位置関係になります。経緯につきましては、その時に説明も色々話さし てもらいましたが、自宅で同居等いう事も考えましたがなかなか居住スペースも 手狭という事で、自宅近く新築をしたいという事で、今回の申請地になりました。 8月16日に三田推進委員と申請人の■■■■さんと面談をと思ったんですけど も、本人さんがなかなか都合が取れませんでした父親の▼▼▼▼さんと話したいと、 面談致しました。現状は特に、何もテープが引いてあるぐらいのことで何も変わ ってはおりません。出来るだけ、早く書類上も進めてほしく新築をしたいという 事を願っておるということでございました。チェックシートにも、見ながらも 説明を受けましたので、特に問題はないんじゃないかなと感じました。一つよろ しくお願い致します。
議 長	はい。ありがとうございます。三田推進委員さん、他にございますか？
推12番	ございません。特にございません。よろしくお願い致します。
議 長	はい。それでは説明していただきました、065-9の件に関しましてご意見ご質 問等がございましたら挙手をして発言の方お願い致します。
	(意見質問なし)
議 長	ございませんでしょうか？ ないようですので、採決の方に入りたいと思いま す。申請番号065-9の件に関して許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。
	(全員挙手)
議 長	はい。ありがとうございます。全会一致で許可相当と認められます。
	続きまして、議案第4号基盤強化促進法第19条による農地中間管理権の取得 農用地利用集積計画の公告について。今月2件ございます。読み上げの方は致し ませんので、資料見てご意見ご質問等ございましたら質問の方お願い致します。
	～ご覧中～
議 長	えっと、ご意見ご質問等がなければ採決の方に入りたいと思います。
	これ、一括だったです？
事務局	です。はい。
議 長	一括で採決を入りたいと思います。
	議案第4号の件に関しまして、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。
	(全員挙)
議 長	はい。ありがとうございます。全会一致で許可相当と認められます。
	続きまして、報告第1号農地法3条の3の規定による相続等の届出について。 これは読み上げは致しません。ご意見質問等がございましたら挙手をして発言を ください。
	～ご覧中～

議 長	ないようですか？ 報告ですので、このまま次の報告第 2 号に入りたいと思います。 報告の第 2 号非農地通知発出状況について。えっと、これは？あの、資料。報告第 2 号の資料。この資料で 1 件発出しております。 議題の方は、以上で終わります。 続きまして、その他。 (その他) (1) 事務連絡 (2) その他 次回の総会は、9 月 24 日（月）13：30 からお願いします。
-----	---

以上会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名押印する。

会 長 印

議事録署名委員 印

議事録署名委員 印